

Ver 1.30

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく
温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	徳島県県有林CO2吸収プロジェクト
プロジェクト 代表事業者名	徳島県知事 飯泉 嘉門



提出日 2011年 9月30日
受理日 2011年 9月30日
最終版提出日 2012年 1月 5日

A: 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	徳島県		
住所	徳島市万代町1丁目1番地		
代表者氏名	飯泉 嘉門	担当者氏名	堤 祐治
担当者所属	公有林化担当	担当者役職	主任
担当者 E-mail	tsutsumi_yuuji_1@pref.tokushima.lg.jp	担当者電話番号	088-621-2459
プロジェクトでの役割	森林所有者		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	同上		
住所	同上		
代表者氏名	同上	担当者氏名	同上
担当者所属	同上	担当者役職	同上
担当者 E-mail	同上	担当者電話番号	同上
プロジェクトでの役割	同上		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)	海部森林組合 日和佐森林組合		
住所	海部 海部郡海陽町吉野字小松9-5 日和佐 海部郡美波町奥河内弁財天5-1		
代表者氏名	海部 長谷 宏昭 日和佐 片山 喜三郎	担当者氏名	海部 東 久博 日和佐 坂本 裕史
担当者所属	海部 業務課 日和佐	担当者役職	海部 課長補佐 日和佐 技術主任
担当者 E-mail		担当者電話番号	海部 0884-73-3271 日和佐 0884-77-0877
プロジェクトでの役割	森林施業実施者		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	徳島県		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6			
ダブルカウントの防止の措置※7			

<p>ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等</p>	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u> 徳島県 </u></p>
<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;"><u> 類似制度名:とくしま協働の森づくり事業 </u></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u> とくしま協働の森づくり事業の対象となる森林は本プロジェクトの対象と理由: しないため、ダブルカウントは生じない。 </u></p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物(環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VÉR)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VÉR)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①	
B.1プロジェクト活動	項目
	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 徳島県の県有林の歴史は明治 36 年までさかのぼる。 明治 30 年に森林法が施行され、保安林を中心とした森林についての伐採、開墾の規制が政府によってなされ、造林命令、造林代行に関する規制が設けられるなど、森林の整備に関する施策が講じられるようになった頃である。 このような動きを受け、徳島県では「県有模範林」を設置し、森林整備のあり方についての普及啓発等を行ったのが、県有林の歴史の始まりである。 以来、本県県有林は、県内の森林整備の模範となるべく、先導的な事業を実施してきたところである。 一方、現代において、社会から森林に求められる役割には、これまでの木材生産についての役割のほか、森林の公益的機能の発揮にウエイトを置いて期待される向きが多く、特に最近の動向としては、温室効果ガスの吸収材として、森林に大きな期待が寄せられている。 そこで本県では、このような時代の要請に対応するべく、森林施業計画に基づいた適切な間伐の実施による対象森林の健全性を確保するとともに、CO2吸収量の維持・増加を目的とした本プロジェクトに取り組むこととする。 なお、この取り組みにより取得・販売するオフセット・クレジットを活用し、県内森林の模範林として、森林資源の循環性、公益性を最大限に発揮する森林整備を実施していきたい。</p> <p>【内容】 徳島県海部郡海陽町の相川・玉笠・中山・大井の各県有林、同牟岐町の牟岐県有林、同美波町の山河内県有林を本プロジェクトの対象事業地とし、これら県有林において持続的な管理・経営のためスギ・ヒノキ人工林を適期に間伐し、健全な森林を維持するとともに、活発な光合成による二酸化炭素の吸収を促進することに努める。 また、素材生産とその利用による二酸化炭素の固定と山村地域の雇用の創出、林業後継者の育成も併せて図ることとする。</p>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>次の樹種別・齢級別面積構成表のとおり</p>

1) 樹種別・年齢別 面積構成表
【海陽町 牟岐町 美波町の各県有林(合計) 施業計画認定時】 (単位:ha)

樹種	林 齢 (年)						
	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45
スギ	1.13		37.50	19.15	13.00	34.73	24.38
ヒノキ		7.68	30.05	56.28	51.03	70.15	43.13
人工林計	1.13	7.68	67.55	75.43	64.03	104.88	67.51
天然林			3.10		1.30		
林地計	1.13	7.68	70.65	75.43	65.33	104.88	67.51
除地							
合計	1.13	7.68	70.65	75.43	65.33	104.88	67.51

樹種	林 齢 (年)						
	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	合計
スギ		19.91	33.22			8.52	191.54
ヒノキ	0.24	4.63	3.08			1.47	267.74
人工林計	1.22	24.54	37.64			9.99	461.60
天然林		6.55	6.96	13.07		45.76	76.74
林地計	1.22	31.09	44.60	13.07		55.75	538.34
除地							59.78
合計	1.22	31.09	44.60	13.07		115.53	598.12

2) 本プロジェクト対象地の樹種別・年齢別 面積構成表
【海陽町 牟岐町 美波町の各県有林(間伐面積) 施業計画認定時】 (単位:ha)

樹種	林 齢 (年)						
	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45
スギ			24.07	17.52	8.01	19.17	1.50
ヒノキ		5.36	3.53	50.63	24.29	25.81	
その他							
合計		5.36	27.60	68.15	32.30	44.98	1.50

樹種	林 齢 (年)						
	46-50	51-55	56-60	61-65	66-70	71-75	合計
スギ							70.27
ヒノキ							109.62
その他							
合計							179.89

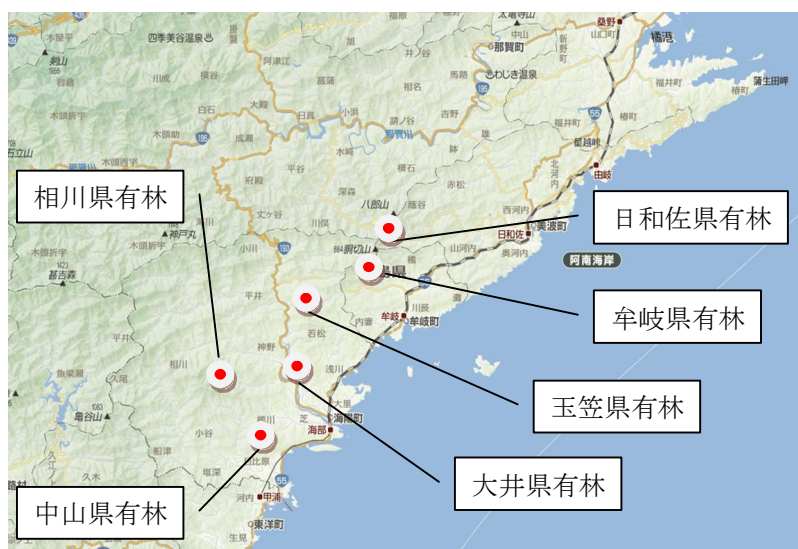
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段 <R001 又は R002 の場合> 【間伐間隔】 【定量間伐か、定性間伐か】 【間伐率】 【その他の削減・吸収達成手段】</p> <p>プロジェクト対象森林では、伐期齢を80年とする長伐期施業により森林の管理を行うこととしており、この過程の中で間伐を繰り返し、下層植生を回復させるなど、多様な森林の造成を図ることにより、CO2を十分に吸収、固定する健全な森林づくりを実施する。 具体的な手段は次のとおり。 ① 間伐は現況本数に応じて本数間伐率20～30%程度を基準とする。 ② 間伐方法は林地の状況に応じ、定性及び列状間伐を実施する。</p>																															
<p>B.2 採用技術</p>	<p>プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))</p> <table border="1" data-bbox="395 891 1407 1193"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポケットコンパス</td> <td>牛方商会</td> <td>5年</td> <td>平成20年</td> <td>面積測量器</td> </tr> <tr> <td>パーテックス</td> <td>ハグレフ社</td> <td>5年</td> <td>平成21年</td> <td>樹高測定器 面積測量器</td> </tr> <tr> <td>レーザーコンパス</td> <td>レーザーテクノロジー社</td> <td>5年</td> <td>平成19, 20年</td> <td>樹高測定器 面積測量器</td> </tr> <tr> <td>輪尺</td> <td></td> <td></td> <td>平成10年</td> <td>胸高直径測定器</td> </tr> <tr> <td>巻尺</td> <td></td> <td></td> <td>平成20年</td> <td>面積測量器</td> </tr> </tbody> </table>		機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	ポケットコンパス	牛方商会	5年	平成20年	面積測量器	パーテックス	ハグレフ社	5年	平成21年	樹高測定器 面積測量器	レーザーコンパス	レーザーテクノロジー社	5年	平成19, 20年	樹高測定器 面積測量器	輪尺			平成10年	胸高直径測定器	巻尺			平成20年	面積測量器
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																												
ポケットコンパス	牛方商会	5年	平成20年	面積測量器																												
パーテックス	ハグレフ社	5年	平成21年	樹高測定器 面積測量器																												
レーザーコンパス	レーザーテクノロジー社	5年	平成19, 20年	樹高測定器 面積測量器																												
輪尺			平成10年	胸高直径測定器																												
巻尺			平成20年	面積測量器																												
<p>B.3 プロジェクト 実施場所</p>	<p>実施事業所名</p>	<p>海陽町 相川・玉笠・中山・大井の各県有林 牟岐町 牟岐県有林 美波町 山河内県有林</p> <p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <p>住所</p> <p>相川県有林 徳島県海部郡海陽町相川字笹無谷 58-2 中山県有林 徳島県海部郡海陽町櫛川字西敷 67-1 徳島県海部郡海陽町中山字居敷 45-4 大井県有林 徳島県海部郡海陽町大井字西谷 41 徳島県海部郡海陽町大井字大谷 50-1 玉笠県有林 徳島県海部郡海陽町小川字玉笠 86-47,-48,-60,-61,-62,-63,-64 牟岐県有林 徳島県海部郡牟岐町大字河内神子屋敷 1861-1 山河内県有林 徳島県海部郡美波町山河内字大越 100-5,101,101-2～5 徳島県海部郡美波町山河内字大越 102,102-2～5, 103,103-2～5</p>																														

各県有林の位置図は、下記の図面のとおり。



徳島県
海陽町・牟岐町・美波町

概要



平成23年度に吸収量を算定するのは、
平成22年度に間伐を実施した相川県有林、中山県有林、大井県有林の一部。

B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間	2010年4月1日～2013年3月31日(3年0ヶ月)						
B.5 クレジット期間 ※1	2010年4月1日～2013年3月31日						
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	0	783	1,243	1,299	3,324
B.7 モニタリング報告の頻度	1年に1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	森林整備加速化・林業飛躍基金					
	補助金額 (申請額含む)	¥19,560,450円 (相川 12,915,000円 中山 4,467,750円 大井 2,177,700円)					
	補助対象年月日	2010年4月1日～2011年3月31日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	(施業履歴及び林齢樹種ごとの実測面積の証跡として使用する補助金受給事業については、資料を必ず添付すること) ・森林整備加速化・林業再生事業補助金の交付決定通知 ・支出負担行為決議書					
B.9 他制度への申請 ※3	申請の有無 (いずれかに○)	有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)	該当無し					
備考	<p>① プロジェクトの吸収量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する ・林野火災・病虫害、野生鳥獣の食害・土砂崩壊、風倒被害</p> <p>②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと) ・林野火災発生の状況等 現在までは発生しておらず、施業を実施する場合は、森林組合に対して、指導を徹底する。 ・病虫害、野生鳥獣の食害発生の予防措置 鹿による皮剥などが見られるが、成長を阻害するものではない。 ・土砂崩壊、風倒被害の予防措置 大雨後、台風通過時は巡視を行い、気象災害が発生した場合は今後の予防対策を講じる。</p> <p>以上の状況からプロジェクト排出量がプロジェクト吸収量を上回るリスクは低いと考えられる。</p>						

※1:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※2:想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てること。

※3:海外のVER制度や都道府県等のCO2吸収量認証等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減・吸収量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. R. <u>001</u> ver. <u>4</u> . <u>1</u>
	方法論名称	森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)
C.2 方法論の適格性基準との整合性	条件	説明 ※1
	C.2.1 条件1	プロジェクト対象地は、森林施業計画の認定を海陽町・牟岐町・美波町でそれぞれ受けており、森林法第5条に定める森林である。
	C.2.2 条件2	①プロジェクト対象地は、資料2 森林施業計画書、資料3-1 施業計画図で森林施業計画対象林であることが確認された。 ②プロジェクト対象地は、資料2 森林施業計画書の長期の方針に基づいて森林として管理するものであり、土地転用は計画されていない。 ③間伐方法は、海陽町の各県有林は、高性能林業機械を用いた列状間伐(33%)と定性間伐(30%)を実施している。牟岐県有林と山河内県有林においては、定性間伐(30%)を実施する予定。なお、プロジェクト期間内に主伐は計画されていない。 ④プロジェクト対象地は、2010年4月1日以降に施業を実施しており、伐採届けにより確認できる。
	C.2.3 条件3	プロジェクト対象地の施業計画の認定番号と期間は下記のとおりで、計画期限が切れることなく、次期計画を提出する。 ・海陽町内県有林 (認定番号 22388903) 自 H22.5.10 至 H27.5.9 ・牟岐町内県有林 (認定番号 22383902) 自 H22.5.10 至 H27.5.9 ・美波町内県有林 (認定番号 22387901) 自 H22.5.10 至 H27.5.9 森林施業計画の長期の方針には、「スギ・ヒノキ人工林は非皆伐・長伐期施業とする」と記載している。 プロジェクト対象地は、水源保安林に指定されており、間伐実施前に保安林内間伐届出書を県に提出し、許可を得ている。

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">準拠の説明</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 一部準拠しない*</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p> <p>* モニタリングガイドライン(森林管理プロジェクト用)に記載されていない算定方法等の提案を行う場合は、当該欄に提案内容を明記すること。たとえば、収穫予想表の読み取りにおいて、同ガイドライン ver1.8 の II-24 ~25 の、「パターン2: 文献・資料(国・地方自治体および国・地方自治体が設置した公的機関や日本学術会議協力学術研究団体が公表されている査読されたものに限る)に基づく方法」に記載されている以下①または②のいずれかの提案を行う場合、下記に提案内容を明記すること。</p> <p>① 幹材積が、毎年の林齢もしくは 5 年ごとの林齢以外の区分で記載されている、あるいは、II-24 記載の 1) 2) 以外の読み取り方法を提案する場合 提案内容:</p> <p>② 収穫予想表の想定される林齢よりも高齢林を対象とする場合に、別途当該林齢の幹材積の求め方を提案する場合 提案内容:</p> <p>③ その他 提案内容:</p>	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/> 全く準拠しない		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*	
準拠の説明	説明							
<input type="checkbox"/> 全く準拠しない								
<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*								
<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する								

	C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)</p> <table border="1" data-bbox="547 371 1396 1048"> <thead> <tr> <th data-bbox="547 371 699 465">モニタリングパラメータ</th> <th data-bbox="699 371 943 465">モニタリングパターン</th> <th data-bbox="943 371 1396 465">選択の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="547 465 699 613">活動量</td> <td data-bbox="699 465 943 613"> <input type="checkbox"/> 森林 GIS <input checked="" type="checkbox"/> 実測 </td> <td data-bbox="943 465 1396 613">間伐実施時に実測しており、補助金申請時に添付する図面を用いる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 613 699 808">拡大係数</td> <td data-bbox="699 613 943 808"> <input type="checkbox"/> 実測 <input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等 </td> <td data-bbox="943 613 1396 808">「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を採用した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 808 699 1048">収穫予想表</td> <td data-bbox="699 808 943 1048"> <input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等) <input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等) </td> <td data-bbox="943 808 1396 1048">文献名: 主要樹種林分簡易収穫表 (徳島県作成) を採用。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 選択理由の説明においては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。</p>	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由	活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS <input checked="" type="checkbox"/> 実測	間伐実施時に実測しており、補助金申請時に添付する図面を用いる。	拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測 <input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を採用した。	収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等) <input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	文献名: 主要樹種林分簡易収穫表 (徳島県作成) を採用。
モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由												
活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS <input checked="" type="checkbox"/> 実測	間伐実施時に実測しており、補助金申請時に添付する図面を用いる。												
拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測 <input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を採用した。												
収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等) <input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	文献名: 主要樹種林分簡易収穫表 (徳島県作成) を採用。												
C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)	C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>森林を適切な状態に保つために必要な間伐が 2010 年度以降実施されていない状態。</p> <p>(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)</p> <table border="1" data-bbox="547 1585 1396 1783"> <thead> <tr> <th data-bbox="547 1585 743 1680">データの信頼性・入手可能性</th> <th data-bbox="743 1585 1396 1680">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="547 1680 743 1731"> <input type="checkbox"/> 低い </td> <td data-bbox="743 1680 1396 1731"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 1731 743 1783"> <input checked="" type="checkbox"/> 低くない </td> <td data-bbox="743 1731 1396 1783"></td> </tr> </tbody> </table>	データの信頼性・入手可能性	説明	<input type="checkbox"/> 低い		<input checked="" type="checkbox"/> 低くない							
データの信頼性・入手可能性	説明													
<input type="checkbox"/> 低い														
<input checked="" type="checkbox"/> 低くない														

		<p>(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">施業計画通りに実施しない可能性</th> <th style="width: 60%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">転用の可能性</th> <th style="width: 60%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施業計画通りに実施しない可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない		転用の可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
	施業計画通りに実施しない可能性	説明												
<input type="checkbox"/> 可能性がある														
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない														
転用の可能性	説明													
<input type="checkbox"/> 可能性がある														
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない														
<p>C.4.2BLS に 関連した温 室効果ガス 排出源・吸収 源の特定</p>		<p>(温室効果ガス排出源・吸収源)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">温室効果ガス排出源・吸収源</th> <th style="width: 40%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源</td> <td>地上部バイオマス、地下部バイオマス</td> </tr> <tr> <td>上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">リーケージの種類</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源	説明	森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス、地下部バイオマス	上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし	リーケージの種類	説明	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし
温室効果ガス排出源・吸収源	説明													
森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス、地下部バイオマス													
上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし													
リーケージの種類	説明													
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし													
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし													

		<p>(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)</p> <table border="1" data-bbox="549 322 1394 517"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 322 890 367">温室効果ガス排出源・吸収源</th> <th data-bbox="890 322 1394 367">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 367 890 412">特定のための追加的な基準</td> <td data-bbox="890 367 1394 412"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 412 890 456"><input type="checkbox"/> 使用</td> <td data-bbox="890 412 1394 456"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 456 890 517"><input checked="" type="checkbox"/> 使用しない</td> <td data-bbox="890 456 1394 517"></td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源	説明	特定のための追加的な基準		<input type="checkbox"/> 使用		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
温室効果ガス排出源・吸収源	説明									
特定のための追加的な基準										
<input type="checkbox"/> 使用										
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない										
C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用	<p>(吸収量の定量化における不確かなデータの使用)</p> <table border="1" data-bbox="549 680 1394 875"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 680 890 725">不確かなデータの使用</th> <th data-bbox="890 680 1394 725">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 725 890 815"><input type="checkbox"/> 使用する</td> <td data-bbox="890 725 1394 815">(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 815 890 875"><input checked="" type="checkbox"/> 使用しない</td> <td data-bbox="890 815 1394 875"></td> </tr> </tbody> </table>	不確かなデータの使用	説明	<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない			
	不確かなデータの使用	説明								
<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)									
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない										
C.5.2 モニタリング対象とならない排出源・吸収源	<p>(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)</p> <table border="1" data-bbox="549 1070 1394 1317"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 1070 890 1218">モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源</th> <th data-bbox="890 1070 1394 1218">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 1218 890 1263"><input type="checkbox"/> 存在する</td> <td data-bbox="890 1218 1394 1263"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1263 890 1317"><input checked="" type="checkbox"/> 存在しない</td> <td data-bbox="890 1263 1394 1317"></td> </tr> </tbody> </table>	モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明	<input type="checkbox"/> 存在する		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない				
モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明									
<input type="checkbox"/> 存在する										
<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない										
C.6 モニタリングプロットの設置	<p>(モニタリングプロットの設定方法に関する記述)</p> <p>モニタリングポイントの選定は、各県有林において下記のとおりとする。 設置にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに則す。</p> <p>【海陽町：相川県有林】 尾根部と谷部を中心に境界線を設定し、林小班を中心に分割して、林相及び地形が標準的な位置でスギ、ヒノキ別、施業年度別に合計7箇所のモニタリングプロットを設置する。</p> <p>【海陽町：中山県有林】 尾根部と谷部を中心に境界線を設定し、林相及び地形が標準的な位置でスギ、ヒノキ別に合計2箇所のモニタリングプロットを設置する。</p> <p>【海陽町：大井県有林】 尾根部と谷部を中心に境界線を設定し、林相及び地形が標準的なヒノキ林地に1箇所のモニタリングプロットを設置する。</p>									

		<p>【海陽町:玉笠県有林】 尾根部と谷部を中心に境界線を設定し、林相及び地形が標準的なスギ林地に1箇所にモニタリングプロットを設置する。</p> <p>【牟岐町:牟岐県有林】 尾根部と谷部を中心に境界線を設定し、林相及び地形が標準的なヒノキ林地に1箇所のモニタリングプロットを設置する。</p> <p>【美波町:山河内県有林】 尾根部と谷部を中心に境界線を設定し、林相及び地形が標準的な位置でスギ、ヒノキ別に合計2箇所のモニタリングプロットを設置する。</p> <p>(モニタリングプロットに対応した資料の準備) 森林計画図等により、施業を実施する小班内におけるモニタリングポイントの位置を明記した資料(添付資料3-3)を準備することとする。</p>
C.7 備考		

※1:方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他																																									
D.1 関連する許認可及び関連法令	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>該当しない</th> <th>該当する*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>森林・林業基本法</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/>第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/>その他(具体的に:)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>森林法</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/>第 11 条森林施業計画 <input type="checkbox"/>その他(具体的に:)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>種の保存法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>鳥獣保護法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>騒音規制法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>景観法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>環境影響評価法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>			該当しない	該当する*	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)	2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		該当しない	該当する*																																						
1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)																																						
2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)																																						
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																																						
4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
D.2 ステークホルダー(森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	<p>当該プロジェクトにおいて対象とされる森林は、全てプロジェクト代表事業者の所有地であり、外部のステークホルダーは存在しない。</p>																																								
D.3 その他特記事項	<p>該当無し</p>																																								

